

第4節 健やかで心豊かに暮らせるまち

1 健康福祉

～すべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまち

<基本計画の目標>

関係機関・団体・ボランティアと地域住民との協働により、安心して暮らすことができる豊かな地域社会づくりに努めます。

より身近な地域で、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制を充実するとともに、利用しやすい相談・情報収集提供機能の向上をめざします。

高齢者、障害者やひとり親家庭などが、地域で安心して暮らせるために、生活全般において多様な支援体制を整備し、自己選択・自己決定が尊重され、一人ひとりの権利が擁護される仕組みづくりを行うとともに、社会参加が促進されるよう市民・事業者・NPO等の理解を図っていきます。

少子高齢社会を明るく、活力あるものとしていくためには、市民一人ひとりが豊かな生涯を送れるように心身ともに健康な状態を保持していくことが大切です。今後、市民が主体的に健康づくりに取り組めるような環境の整備を進めていきます。

市民の急病などに対応するため、救急医療体制の一層の充実をめざします。

住宅施策と福祉施策の連携を進め、高齢者、障害者やひとり親家庭などが、安心して住むことのできる住宅施策を行うとともに、すべての市民が安心して出かけることができるよう、都市環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進をめざします。

高齢者や障害者等のさまざまなニーズに対応した在宅サービスと施設サービスの一層の連携と充実を図り、保健・福祉施設の整備・拡充をめざします。

地域全体による子育て支援を進め、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備します。

子どもたちが健やかでのびのびと成長できるよう、すべての子育て家庭への支援の充実をめざします。

子どもたちが健やかに成長できるよう、児童福祉施設の環境を整備していきます。

<目標指標：市民意識調査による市民の満足度>

市民満足度	当初値	H18実績	H19実績	H20実績	H21実績	H22目標値	H22実績	H23実績	H27目標値
「鎌倉市は、子どもから高齢者、障害者などすべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまち」だと感じている市民の割合	35.2%	29.7%	31.0%	38.4%	36.1%	45.0%	33.4%	34.7%	50.0%

<6年間の取組の評価>

【こどもみらい部】

【こどもみらい課】

公立保育所の民営化や新耐震基準以前に建てられた公立保育所の耐震化、私立保育所の施設整備費に対する補助等を行い、子どもが健やかに成長できる児童福祉施設の環境整備に取り組んでまいりました。しかし、保育所の待機児童数が目標値に達していないことや、耐震化等の災害対策に関する施設整備について、今後、更に検討を行うことが必要です。

次世代育成きらきらプランを推進し、市民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境の整備を図ってまいりました。しかし、保育所の待機児童の解消や親子の居場所の整備、安全・安心を感じられる環境に対するニーズは多く、更なる充実を図ることが必要です。

【保育課】

子育てを支援する環境づくりをめざし、保育園の整備等や定員を超える受入れを行い、待機児童数が0人をめざし取り組んでまいりましたが、現在の経済情勢や女性の社会進出などにより、保育園の入所を希望する児童数が増加しており、計画策定当初と比べると、現時点で入所定員が約550名を増やしているものの、40名を超える待機児童が発生している状況にあります。

このような状況により、市民満足度の向上に寄与できない部分があることから、引き続き、子育て環境の向上を市民が実感できる施策を行うことが必要です。

【こども相談課】

子育てを支援する環境づくりに向け、子育て支援センターの増設、相談の機会の拡充等子育て相談しやすい環境の整備やファミリーサポート事業の活性化に向けた取組を行いました。これらの取組は、市民が子育て環境が整っているまちと実感できる施策として、市民満足度の向上に一部寄与していると考えます。

【発達支援室】

発達障害を含む特別な支援を必要とする児童とその家族が、地域で安心して生活できることをめざし、ライフステージに応じた一貫した継続的な支援を行うための発達支援システムネットワークの設置、発達障害の早期発見・早期からの支援を目的とした5歳児すこやか相談の実施、発達障害を含む障害児等の余暇活動の場の提供として障害児放課後余暇支援事業の推進等に取り組んできました。

平成21年4月に発達支援室をこどもみらい部に設置し、早期からの相談・支援の体制は整ってきています。また、発達障害のある方の支援は、周囲の人の理解が不可欠であり、市民への発達障害の啓発にも取り組んできました。発達障害への理解については、まだ十分とは言えず、更なる取組が必要です。また、学齢児童の支援や就労支援を含む成人期の支援までを見据えた取組が必要です。

【健康福祉部】

市民が主体となった地域づくりのために、社会福祉協議会が実施する事業や、民生委員児童委員協議会の活動を主に財政面から支援しています。市民満足度の数値は、必ずしも高いとは言えませんが、福祉を身近に感じている人と、そうでない人との差が原因の一つではないかと考えます。

高齢者人口が増加を続け、ニーズも多種多様化する中で、サービスを維持し高齢者生きがいつくり健康づくりにつなげてきました。

平成18年の障害者自立支援法の施行と、その後の3回にわたる法の改正により、障害者のニーズや要望に、より近づいたサービス給付を実施できるようになりました。

また、地域自立支援協議会を開催し、障害当事者や施設、サービス事業者、関連行政機関も含めた地域施策の協議の場を運営し、地域に密着した障害福祉施策の実施を推進してきました。

この間、特に障害者の就労支援に力を入れ、平成21年度には「就労定着支援事業」、平成23年度には「ジョブサポーター養成・派遣事業」を開始し、同年度に「マッチングの魅力」という雇用促進イベントも開催しました。また、就労移行・A型・B型などの就労支援事業所は、現在市内で18カ所運営されています。

市民が主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施策等との連携など、体系的な取組を進めてきました。

また、健康相談や家庭訪問等の母子保健を充実させるとともに、医師会立の産科診療所を設置し、市民が安心して生き、育てられる環境を整備しました。

このほか、休日・夜間診療体制の充実など、市民の急病などに対応するため救急医療体制の充実を図ってきました。

引き続き、市民が健康で安心して生活を送ることができるよう、各種事業の継続的な実施や新たな施策が求められています。

介護保険制度のもと、介護が必要な状態になっても適切なサービスを受けながら安心して暮らすことができるよう、在宅の場合は介護給付や介護予防サービス、施設入所の場合は施設サービスなどの様々な対策を講じてきましたが、これまで、地域全体で高齢者を支えていく環境づくりについては、必ずしも充分ではない状況です。

高齢者ケアのニーズの増大、単身世帯の増大、認知症高齢者の増加が想定されることから、介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、配食サービスなどの生活支援や成年後見等の権利擁護など、一人ひとりの状況に応じた支援が切れ目なく提供されることが必要です。

小児医療費助成事業は、平成21年10月に小学4年～6年生(所得制限付き)を新たな助成対象に加え、「子育て支援策の充実度」に関する満足度指数も上昇していますが、1人当たりの医療費が毎年2～3%の増加傾向にあり、厳しい財政事情の中、安定かつ持続的な制度運営を行うことが必要です。

成年後見制度の周知を行うと共に、障害者福祉の分野では、住宅入居支援事業（居住サポート事業）、障害者就労定着支援事業やジョブサポーター養成・派遣事業などを実施してきました。また、ミニ防災拠点における障害特性に配慮した対応をはじめ、市内の福祉関係施設と要援護高齢者等の受け入れ協定を締結するなど、災害時要援護者対策に取り組みました。
この施策（「福祉のまちづくり」）の実施については、健康福祉部だけでなく全庁的に対応する必要があります。

<今後の方向性>

【こどもみらい部】

【こどもみらい課】

安心こども交付金による私立保育所の施設整備費の補助を行うとともに、公立保育園の耐震化やフラワースタジオ用地及び旧鈴木邸・今井邸用地の活用について検討を行っていきます。

引き続き、次世代育成きらきらプランを推進し、子育てを支援する環境の整備に努めるとともに、平成27年度施行予定の子ども・子育て支援計画の策定に向けた情報収集や、関係機関との情報交換、市民ニーズの把握等を行っていきます。

【保育課】

鎌倉地域、玉縄地域の保育所整備を進めるとともに、既存園の受け入れ拡充や家庭的保育事業の推進など、待機児童解消に向けて推進してまいります。

【こども相談課】

引き続き、保護者の養育力を高める取組を行うとともに、子育て支援の関係機関、事業者、市民、NPOとのネットワークの強化に努め、自助・共助を引き出す公助をめざします。

【発達支援室】

・5歳児すこやか相談の対象児全員実施を含め、発達支援システムネットワーク等を活用し、ライフステージに応じた一貫した継続的な支援の更なる充実、及び障害者自立支援協議会や地域若者サポートステーション事業等と連携した就労支援を含む成人期の支援の取組を進めます。

・発達障害の理解を図るための啓発の取組を、民間団体等との協働を含めて進めます。

・児童福祉法の一部改正（平成24年4月1日施行）に伴い、保育所等訪問支援の実施や障害児相談支援の実施を進め、障害児支援の強化を図ります。

・障害児放課後余暇支援事業のうち、児童部分を放課後等デイサービスに移行させることにより、民間事業者の参入を促し、より身近な地域で放課後等の居場所づくりを進めます。3か所目の施設整備は子ども関連施設の整備にあわせて運営方法を含めた検討をしていきます。

【健康福祉部】

福祉サービスの利用者から意見を聞きながら、ニーズにそった事業の充実を図っていきます。

財政状況など、社会をとりまく環境はますます厳しくなっています。そうした状況下で「選択と集中」の視点にたち、取組みを進めるとともに、地域・民間等との連携・役割分担も考えながら、高齢者の健康福祉の増進を図っていきます。

平成25年4月1日から障害者総合支援法が施行され、同時に障害者自立支援法が廃止されます。障害者やサービス事業者が混乱しないように十分な配慮と新法の周知を図っていきます。

障害者福祉については、基本的に、これまでの施策・事業を継承していきますが、限られた財源の中で、現金給付事業を中心に見直しを行い、障害者の地域生活ニーズに対応した施策・事業の展開を行っていきます。

- ・生活習慣病の予防、健康年齢の維持向上を図るため、市民の健康に対して情報提供や相談事業等を充実させながら市民の健康づくりに対する意識の啓発に努めるとともに、健康診査の受診率の向上をめざしていきます。
- ・新たな課題となっている自殺者対策については、当面、「いのちの大切さ、心のケア」等について、講演会や研修会などを通じて、積極的に市民等に対して啓発を行い、地域全体で考えていけるような機会を増やしていきます。
- ・今後とも、健康と安心づくりを進めるため、サービス内容や体制を見直しを行い、より充実していくことや、利用しやすい相談・情報収集提供機能の向上を進めていきます。
- ・昨今の状況として、施策実施、充実のための財源となっている国・県補助金が年々廃止・減額される方向にあり、事業を充実させるための財源確保が非常に厳しい状況です。財源を確保するためには相応の「受益者負担」を求めるか、事業の取捨選択が必要です。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送れるようにするためには、これまでの介護保険制度だけでは不十分です。そのため、介護保険サービスの基盤強化のため介護保険法の一部を改正する法律が、平成24年4月1日に施行されました。今後はこの制度改正を踏まえ、医療・介護・予防・生活支援サービス・住まいという観点から、地域包括ケアシステムを円滑に進める仕組みづくりや人材育成などを進めていくことが重要と考えます。

小児医療費助成事業については、財政状況が厳しい中、安定かつ持続可能な制度の運営について、今後見直していきます。

引き続き、大規模災害時の対応として、要援護者を避難させるための個々の対策や、避難所の設置に向けて総合防災課と連携し検討していきます。

平成24年10月1日の障害者虐待防止法の施行にあたり、障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待防止の啓発と未然防止、障害者の権利擁護を一段と推進していきます。

また今後認知症高齢者が増加することで、成年後見制度を必要とするケースが急速に増加してくることが予想されます。市民からの様々なケースの相談に専門的見地から対応し、後見までつないでいく役割や、制度の周知、市民後見人の活動を支援していくなど、本市の成年後見活動の核となる「成年後見センター」の設置をめざすとともに、専門家の指導による事例研究などを行うことで、市職員、地域包括支援センター職員などの成年後見に係る知識の向上を図ります。

鎌倉市民評価委員会の評価

《この分野の6年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見》

- ・高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、ほとんどの人の福祉に関する分野を網羅して膨大な施策を進行してきたことは十分に評価できる。政策を取り巻く環境変化の認識のもとに、多様な課題に対して、多様な施策に取り組んできた。多くの施策が目標を達成しており、健康福祉部、こどもみらい部の地道な活動が評価できる。ニーズ及び課題を的確(具体的)に捉え、限られた財源の中、現状に即したサービスが行われている。
- ・枚挙にいとまがない程の施策が推進されているが、市民満足度は平成22年度目標値45%に達していない。財政が困窮している今日、満足度を高めるのは容易でないことが伺える。
- ・福祉ボランティアに属する人もこの数年で高齢化している。
- ・食育や生活習慣病予防については、大人も子どもも互いに学ぶ必要があり、継続して取り組んで欲しい。
- ・発達支援室設置に伴い、相談対象児の年齢の幅が広がっているが、幼児期、学齢児童、成人の方の相談にも対応しているのは評価できる。
- ・子育て関係の情報は「かまくら子育てナビきらきら」やホームページなど、分かりやすさに配慮して市民に情報提供してきた。

評価の内訳(委員数)			⇒	評価委員会の評価
◎ : 8	○ : 0	△ : 0		◎

《将来のまちづくりの展望に向けたこの分野に関する意見》

- ・ニーズ及び課題を的確(具体的)に捉え、限られた財源の中、現状に即したサービスが行われている。今後は、多様化・複雑化する健康福祉分野の課題に対して、網羅的に対応するのではなく、予算枠をつくり、優先度をつけて対応すべきである。
- ・待機児童、障害者の自立、自殺対策、後見制度など、その原点にある課題と背景及び要因の分析をより深く行い、自助、共助に対する公助のあり方を明確にしていく必要がある。
- ・長寿は喜ばしいが、健康寿命が幸せを左右する。後期高齢者は勿論、若い世代から、健康寿命の増進に向け、行政と市民が一体となって、まちぐるみで取り組むことが大切である。これは医療費の節減にも繋がる。
- ・発達障害児の問題は福祉にとどまらず、最近では、発達支援を所管する部局を教育委員会の中に位置づけ、成人するまでその子の育ちを市が見守る体制をつくっているまちもある。子どもの育成は、福祉と教育が協力して担うべきと考える。
- ・うつ病への対策が重要となってきている。うつ病増加に伴い、自殺者も増加しており、自殺対策の普及・啓発等も必要である。うつ病に対する理解を深める啓発活動の重要性が増している。
- ・女性の社会進出のサポートが強く求められている。子ども・子育てについては、保育施設の開園時間を働く女性に合わせた時間に変更する等、日本の活成化に向け、一層の対応が必要である。鎌倉市が日本の先頭を切っていただきたい。
- ・今後も高齢化が進み、更に、ニーズも増加すると思われるが、課題である「他分野への移管や統合」を含め、着実に実施していただきたい。また、施設の整備にあたっては、少子化も見越し、将来無駄とならない様、留意していただきたい。
- ・地域の中で生活を支える多様な支援体制の整備と、必要なサービスを自らが選択できるような仕組みづくりを進めていくことが望まれる。しかし、そのメニューが多様であることで、十分に市民に理解されず、選択されないということにつながるよう留意すべきである。
- ・公的支援(公助)に求められるのは専門性であり、各専門分野ごとに、より充実を図り、地域福祉に求められる総合性は、地域支援を行う新たな仕組みを構築すべきである。

《この分野に関する総括意見》

- ・「健康福祉」は分野内の施策が多すぎる。乳幼児から障害児、高齢者までと、守備範囲が幅広く、今回の評価も他の分野に比較して膨大な量である。福祉という分野でどのように施策を分担していくかが大きな課題であることから、本分野に含まれる大きなテーマである“子育て支援”“高齢者福祉”“医療”は個別の分野として、位置付けを明確にし、目標設定・進捗管理した方が良い。あるいは、健康と福祉に2分し、“健康”では、スポーツ・レクリエーションの全て、青少年育成、勤労者福祉と地域福祉の健康部分を扱う。“福祉”では、高齢者福祉、障害者福祉、子育て、勤労者福祉と地域福祉の福祉部分を扱うという整理もある。
- ・この分野については、市民に直接関係のある活動が多い。その中で、多くの活動指標を立て目標達成に向け施策を推進している。今後、さらなる成果を上げることを期待する。また、これまでの施策の定着をめざして欲しい。取捨選択も必要である。